

各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱

(平成23年3月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等災害によるブロック塀（建築用コンクリートブロックその他これに類する材料で作られた塀をいい、基礎部分のコンクリート等を含む。以下同じ。）の倒壊事故被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路その他の一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。以下同じ。）に面したブロック塀の撤去を行おうとする当該ブロック塀の所有者に対し、市が予算の範囲内において各務原市ブロック塀撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀の撤去を行おうとする当該ブロック塀の所有者とする。

(1) 市内に存するブロック塀で、道路に面しており、かつ、道路面からの高さが40センチメートルを超えるもの

(2) 接道部からブロック塀までの距離が、ブロック塀の高さの1.5倍以内のもの
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

(2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀の撤去を行う者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、ブロック塀1平方メートル当たり1万円により算定する標準事業費の合計額と撤去に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とし、1件当たり30万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 面積の最低単位は、0.1平方メートルとし、それ未満は切り捨てて算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、小学校の通学路又は避難経路に指定されている道路に面したブロック塀の撤去に係る補助金の額は、ブロック塀1平方メートル当たり

1万円により算定する標準事業費の合計額と撤去に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の3分の2以内の額とし、1件当たり30万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各務原市ブロック塀撤去補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 工事前の写真
- (2) 平面図
- (3) 位置図
- (4) 工事の見積書

2 同一申請場所又は同一申請者による申請は、原則一の年度につき1回とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項又は第7条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、各務原市ブロック塀撤去補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(次条の規定により工事完了後にその申請をした者を除く。)は、当該決定があった日の属する年度の3月31日までに工事を完了し、各務原市ブロック塀撤去補助事業実施報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) 工事の領収書及び工事費の内訳書

(工事完了後の交付申請)

第7条 第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、工事完了後においても補助金の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、各務原市ブロック塀撤去補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 工事前及び工事完了後の写真
- (2) 平面図
- (3) 位置図

(4) 工事の領収書及び工事費の内訳書

(遵守事項)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けてブロック塀を撤去した場所に再度ブロック塀を設置してはならない。

(手続の統合及び省略)

第9条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。ただし、第7条の規定による工事完了後の交付申請を行う場合は、規則第19条の規定により、規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度の予算に係る補助金についての第3条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、同項及び同条第3項中「30万円」とあるのは「50万円」と、同項中「3分の2」とあるのは「4分の3」とする。

附 則（平成25年6月28日決裁）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年6月26日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条、第3条及び様式第1号の規定は、この要綱の施行の日以後にブロック塀の撤去を行うものについて適用し、同日前にブロック塀の撤去を行ったものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第7条及び様式第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請をするものについて適用し、同日前に補助金の交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日決裁）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱の規定はこの要綱の施行の日以後に各務原市ブロック塀撤去補助金の交付の申請をするものについて、第3条の規定による改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定は同日以後に各務原市接道緑化に関する補助金の交付の申請をするものについてそれぞれ適用し、同日前にこれらの補助金の交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月27日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（宛先）各務原市長

住所
申請者 氏名
電話

各務原市ブロック塀撤去補助金交付申請書

各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。また、補助金の交付を受けて撤去した場所に、ブロック塀の再設置はいたしません。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円*100円未満切捨て

2 所在地 各務原市 _____

3 補助の内容

区 分	面積 0.1㎡未満切捨て	標準事業費	所要経費
ブロック塀の撤去	㎡	円	円
交付を受けようとする補助額		円	円

4 補助事業の完了予定日 _____ 年 月 日

5 関係書類

- ・工事前の写真
- ・平面図（道路からの距離並びに塀の高さ及び面積が分かるもの。簡単な図でも可）
- ・位置図（住宅地図等）
- ・工事の見積書（所要経費が分かるもの）

各務原市ブロック塀撤去補助金交付決定通知書

各務原市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市ブロック塀撤去補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	各務原市ブロック塀撤去補助事業
補助事業の目的	地震等の災害によるブロック塀の倒壊事故被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀の撤去を行うこと。
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 事業が完了したときは、各務原市ブロック塀撤去補助事業実施報告書兼請求書（様式第3号）を提出すること。 各務原市補助金交付規則第18条の規定により、市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けてブロック塀を撤去した場所に再度ブロック塀を設置してはならない。 工事完了後に交付申請を行う場合は、上記の交付条件4に掲げる条件を付さないものとする。 補助金の額に変更がない場合は、各務原市ブロック塀撤去補助事業実施報告書兼請求書の提出があった後に、上記の交付決定額を確定額とみなす。

（宛先）各務原市長

補助事業者 住 所
氏 名

各務原市ブロック塀撤去補助事業
実施報告書兼請求書

各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱第6条の規定により補助事業の実施の結果を報告し、併せて補助金の交付を請求します。

記

- 1 実施した補助事業名 各務原市ブロック塀撤去補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 計画の実施状況
ブロック塀の取壊し（面積） _____ m²
- 4 補助事業の効果
- 5 補助事業の着手及び完了日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 6 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
各務原市補助金	円		円
計		計	
収入支出差引額			円

- 7 補助金の請求金額等

請求金額	円
交付決定 年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定額	円

- 8 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

(宛先) 各務原市長

住所
氏名
電話各務原市ブロック塀撤去補助金
交付申請書兼請求書

各務原市ブロック塀撤去補助金の交付を受けたいので、各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けて撤去した場所に、再度ブロック塀を設置しないことを誓約します。

また、補助金の交付の決定があったときには、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円 *100円未満切捨て

2 所在地 各務原市 _____

3 申請内容

区 分	面積 0.1㎡未満切捨て	標準事業費	所要経費
ブロック塀の撤去	㎡	円	円
交付を受けようとする補助金の額		円	円

4 補助事業の着手及び完了日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

6 関係書類

- ・工事前及び工事完了後の写真
- ・平面図（道路からの距離並びに塀の高さ及び面積が分かるもの。簡単な図でも可）
- ・位置図（住宅地図等）
- ・工事の領収書及び工事費内訳書